

リポート

「モラルハザード」の両義性

「事故米」報道は何を伝えたのか (5)

戸 倉 恒 信

Tokura Tsunenobu
(台湾大学歴史学研究所博士課程)

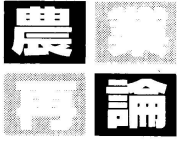
五、「混入率」論争の意義

三笠フーズの流通先リストが公開されるその1週間前、厚労省は食品安全委員会へアフラトキシンのヒトへの影響評価を諮問している^①。つまり国はこの結果を受けて、食品に付くカビが生成する毒物の「基準値」を設定する方向で検討しているのだが、今回の事故米「報道」で顕在化したことは、いわゆる「カビ米」の形態的精査はもとより、その利用法に関する議論が全く起こらない思考停止の問題であった^②。これまで

論じたように、意味不明の用語の瀰漫は対人的責任論の展開にだけ有利にはたらいだが、考えさせられるのは、そういう状態の中では過去の類似的経験さえ「全量廃棄」という非文明的行為を正当化する論拠へと担ぎ出されていたことである^③。歴史を想起するのはその人の勝手ではあるが、そもそも細菌による米穀の変質とは、人がこれを食したときから向き合ってきた問題なのであって、目の前からそう看做されるモノの「全て」を消滅させれば済むといった類の話ではない。発酵食品と称さ

れる「変質した食品」がそうであるように、人は目の前のそういう状況と格闘し、モノが本来的に内在している有限性を意識することによってそれらを転用してきたからである。ところで厚労省が食品中のカビ毒に関して「検めて」ヒトの健康への影響評価を諮問していた意味とは何だったのだろうか。それは半世紀余り前の科学と食糧政策の小田原評定的な経過を省みるときに意識される両義的記憶に他ならない。それは、例えば三笠フーズの「カビ米」処置に対し、農水省が付着部の除去を理

由に食品衛生法に該当しないと判断しながら、政府保有のモノ「全て」を焼却処分したように、対照的に「日本のデモクラシー」下で選択された行為が、闇夜に提灯を持たない徘徊に等しかったからである。無論、私はここで事故米の転売が、どういふ条件下であれば食品衛生法に抵触するのかを問題にしているのではない。一連の報道を通じて得た「知識」には、歴史的基調が無視されていたことを問題にしているのである。普段、私たちは実定法の細かな変遷状況を一々確認しながら社会



基準値を超える残留農薬やカビ毒が検出され、工業用として農林水産省が売り渡した輸入米が焼酎の原料などとして転売され、問題になっている。日本で米の汚染が問題になったのは今回が初めてではない。1950年

汚れた米

代に輸入米からカビ毒がつかっている。見つかった「黄変米」。現在、カドミウム米は古米に残留していた黄変米が買ひ上げ、輸入米と同様に工業用に売却している。合板用の接着剤が主成分の「臭素米」など、四大公害病の一つ「イタイイタイ病」は、富山の神通川流域でとれた米のカドミウム汚染が大きな原因だった。農水省は、07年度にも国際基準の1/4に達する米が2地点で見られるの、よくわからない汚染米の売却。10円程度で売って、どれほど財政節減効果を得られるのかも疑わしい。食用に回せば買値の何倍もの価格で売れるなら、不正をたくらむ業者が出てくることは十分予想できたはずだ。農水省は再発防止策を検討しているが、そのために新たなコストをかけるぐらいなら「全量廃棄」という選択も真剣に考えているのではないだろうか。【行友弥】

歴史を想起し「全量廃棄」に言及する論説
『毎日新聞』（2008年9月15日）

は、時代を貫いている「輸入／国産」といった恣意への批判ではない。それは戦後の惨状にあって、「事故米」の扱いを巡る論争の足跡が昨年起きた「今回の問題」処理と質的にどう異なるか、という思考構造の対比である。

そもそも「黄変米」が歴史的な意味を持って命題化するのには、食糧の毒性と検査法及び配給の「関係」が射程距離に入った時点で始まる。つまり問題の構成プロセスからいえば、官民参与の事故米「転売」の吟味は副次的な項目に過ぎず、それは国会の決算委員会等で追究されるべき事柄であるというコンセンサスが、少なくとも「識者」の間には存在していた。転売が「実需者」へ行われたか否かの精査より優先すべきことは、米に漸变的に付着するカビの類型化に始まり、生成される物質の「許容量」設定の論拠を追究しながら、諸類型の米の混合率をどう看做すかにある。個々の米穀への段階的評価がなければ、「転売」の執務規則が決まらないのだから当然の話である。しかし、ここに措定されている配給操作の便宜から呼ぶ「混合

生活を営んでいるわけではない。人の生活とは、本来「常識」との間に緊張感をもって営まれていたはずではなかったか。しかし国家が一義的に規定する基準の有無だけを根拠とする「順法」観念が一旦人々の生活に深く食い込むようになると、「安全」は沈殿している「因習」によって担保されなくなる。今回の「事故米」報道が日本社会の何を伝え、「全量廃棄」を選択する時代的契機がいかんにして「全て」を相手にした戦中の苦い経験を想起させたかは、

その結果として「全て」が不足した戦後への省察を通じて検証される。言い換えれば、私たちの文明的基調を蹂躪して止まない現代の思考なき「順法」精神を問題化する上でも、「復興」としての戦後は呼び出されるべき記憶なのである。

1954年の夏、浦口健二氏は『新聞』紙上である一つの「常識」を唱えていた。「……幸いなことにこの国産の黄変米は近来閉息している。カビ増殖の暇を与えぬ程に、日本の米が不足しているためであるう。」^④当時、東大医学部の助教授であられた氏は、1951年から漸次顕在化してゆく「事故米」の滞貨の起因が、「輸入米」のもたらす危険へと歪曲してゆく状況へ隱微に警鐘を鳴らしていた。この認識は、1937年に台湾で黄変した米が発見され、内地米の調査をしたところ…「米産地の方々の米からもこの菌が発見され、ことに日本海側の地方で生産される米に」同菌の寄生が確認されたという叙述からも検証できると。しかしここでまず行う作業と

は、時代を貫いている「輸入／国産」といった恣意への批判ではない。それは戦後の惨状にあって、「事故米」の扱いを巡る論争の足跡が昨年起きた「今回の問題」処理と質的にどう異なるか、という思考構造の対比である。

そもそも「黄変米」が歴史的な意味を持って命題化するのには、食糧の毒性と検査法及び配給の「関係」が射程距離に入った時点で始まる。つまり問題の構成プロセスからいえば、官民参与の事故米「転売」の吟味は副次的な項目に過ぎず、それは国会の決算委員会等で追究されるべき事柄であるというコンセンサスが、少なくとも「識者」の間には存在していた。転売が「実需者」へ行われたか否かの精査より優先すべきことは、米に漸变的に付着するカビの類型化に始まり、生成される物質の「許容量」設定の論拠を追究しながら、諸類型の米の混合率をどう看做すかにある。個々の米穀への段階的評価がなければ、「転売」の執務規則が決まらないのだから当然の話である。しかし、ここに措定されている配給操作の便宜から呼ぶ「混合

率」とは何なのか。それは、例えば1952年に、厚生省は横浜揚陸の小麦に「麦角」(ばっかく)が相当量混在していた問題を受け、「雑穀その他不良混合物を最大限に分離できる施設を持つ大きな製粉会社に配給」し、「国内麦を交ぜたりしてなるべく安全率を高めて使用することから農林省に申し入れ」ていることから分かるように、一群の対象をある一定の基準で選別し、そこへ異品種等を混合してゆく操作基準である。しかし主食である米穀は、可視的異物 (Foreign matter) の除去から「転用」される一つのカテゴリへと選別され、再びそのカテゴリ内部で混合されるだけではない。当時、食糧庁は余剰澱粉の新旧用途を兼ね、1951年頃から「碎米」の利用法として人造米の研究開発をしていて、その2年後にはこの「創造された米」を主食米に2〜3割混合する奨励をしている。つまり想起すべき歴史とは、人造米の創造は物資の需給バランスを意識することによって生じたのであり、碎米の「再生」が、加工用への転用という選択を凌駕して主食米に「混合」される現実に他なら

ない。生活に必要なあらゆる物資は有限であり、不安定を意識する心理は不足/余剰をその都度勘案し、目の前のモノを新たなモノへと利用してゆける制度を育んでゆく。復興の原動力が、こういう不安定への直視を厭わない精神だったのである。だからグローバルイズムという時代にあって、需給バランスが「消費地」としての日本へ慢性的に偏りながら、そういう世界的な不均衡の是正を意識できない空間では、内向的な「自給率向上」を叫ぶ傍らで、躊躇なく「全量廃棄」を推し進めるインフレ精神が跳梁する。復興期が抱える不安とは、規格外のモノに向き合う機会さえも排除する「不安」とは異質の心理である。こういう対照関係は「今回の問題」を認識した「消費者の不安」の代弁者が、加工用の米を主食米に混合するリアリティーを想起できない「モラルハザード」をもって実証できるのである。

消費者側の猛烈な反対を押し切つて、当面は配給を強行するらしい」という疑念に基づいて企画されたようである。しかし実際の座談会では主催者の企図に反し、「配給」そのものの是非を問う内容にはなっていない。ここでの論旨は(90日間動物に毎日摂取させ、肝臓や腎臓等の変性状態を見て、変性の起こらなかった)人為的な培養基準が「安全」の基礎になることで、これまでの可視的異物の混入率が意味を成さない部分にあった。

でないのは心配だ。前谷(農林省食糧庁長官)の見方によれば、1%でやるより0.3%なら、基準としてはきつくなつたことになる。配給操作上は、できるだけその線以下でやるよう努力すれば、主食配給としても差し支えないと思う。池田(国立衛生試験所薬理試験部長)「2.5%なら確実に悪いかといえ、悪いという実証もない。可能性はあるが、少なくとも1%なら安全だ。2.5%なら学問的には保証し得ないという程度だ。これは非常に難しいところだ。ここでは、滞貨米の「混入率」認識について、細菌培養試験の結果から「混合率」を1%とする場合と、可視的な混入率1%を0.3%へ引き下げることで、「白い黄変米」問題を解消したい双方の主張が交錯している。しかし、司会者による「大体学問的には1%の線が出ていて、これが政治的にいろいろ考えられているように思われる」という本会の総括は、座談会開催の趣旨に沿って配給基準1%の「根拠」に照射

と1954年7月、『朝日新聞』は農林・厚生両省の役人と識者諸氏を招いて『黄変米配給』をめぐって」という座談会を催している。この会合は「関係学者をはじめ

角田(食糧庁食糧研究所室長)・許容範囲の問題だが、実を言うとして厚生省と農林省の一部とで大体の基準範囲を決めている。1%の線を出したがその量を扱うのは池田部長のところだ。自分の方は火付け役で、東大の浦口先生が理論を扱っている。その三者の持ちよったデータから割り出したのが1%だ。食糧庁で一番困っているのは「白い黄変米」をどうするかの問題だ。

似鳥(婦人団体連盟生活部長)色のついたのは拾い出せるがそう

される命題を、暗に「配給」の是非を問う審判へと転換していた。この論旨のズレは、厚生・農林両省次官が「政治的に交わした『覚書』」に、既に「学問的に保証し得ないという程度」の数値記載があつて、草葉厚相が諮問機関である食品衛生調査会に諮らず、「次官が『混入率については安全度も見てあり、学者も納得しているから』と説明したのでサインした」という、あるべき論争の省略を端緒としていた⁹⁰⁾。

そして8月初旬には、『毎日新聞』が政府の「配給」行為に対する受配・取り扱い拒否が活発化し、「黄変米への恐怖は全く関係のない外米にまで」全国的に拡大した様子を伝えているが、一般に言われる黄変米「事件」というのは、こういう手順を蹂躪したことによって起きる状況を、さらに「疑わしきは毒だ」というセオリーから再構成するプロセスを指す⁹¹⁾。例えば天野慶之氏は、「黄変米で一番見落とされている点」だとして、それが「ちゃんと配給米として、一般に食べられている」ことを指摘されている。「検査された四割の輸入米のうち約4分の1は黄

変米と判定されて処分を保留されているから」、残りの6割にも相応の比率の黄変米は含まれる、というのが氏の論拠である。そして学者の提出する「1%」は、「適切な検査が前提となつて注目をすべき」なのだといわれる⁹²⁾。ただ奇妙なのは、この論法によると、どの検査法を選択しても、どのみち「輸入米の全て」を問題化することになる。ここには存在するパラドクスは、「適切な検査」を「輸入米の全て」に行うと、培養された「輸入米の全て」は物理的に配給不能となる点にある。ならば「適切な検査」を通過しなくてはならない「全ての輸入米」について、さらなる転用基準を提出しなくてはならないはずである。ここに伏在する問題は次節で述べるとして、そういう具体的な操作の話だけはなぜか終始欠落するのである。「適切な検査」が指すものは、本来配給操作上という「部分によって全体と看做す基準」に過ぎない。つまり天野氏が何をもちて全体の4分の3は配給可能であると「看做し」たか、という判断根拠は既に公にされている

「問題」であり、全体の4分の1を転用する「適切な検査」が培養試験なのか、あるいは可視的認識であるのかは、そもそも「座談会」の論旨である。言い換えると「配給」を措定した論争は「黄変米で一番見落とされている点」ではない。「事故米」の問題に限らず、事件認識で見落とされている点は、混入基準の意味が、いつの間にか部分が全体を包括する混入の有無へ変質してゆくプロセスである。「疑わしきは毒である」という衛生学上の視点は、「方法」として妥当となる側面はある。しかし需給の不安定を意識する不安は知識を増加させ、あらかじめ廃棄を措定する無知は「不安」の膨張に加担することぐらゐは、同時に意識されてもいいはずである。

こうして座談会で交わされていた菌の「潜在的付着」にどう向き合つてゆくのかという趣旨は、厚相が識者に図らず新たな基準の『覚書』にサインをする手順の省略への批判を介し、「適切な検査」を行う対象を画定しない抽象論によって凌駕されていった。思考の停滞は、論旨の混同を伴う抽象論をもってすれば、実

際にサンプリングを通過して流通する「全て」のモノを事件化できる誤謬を疑わないのである。そして、この種の論法を敷衍すれば、「全て」を培養検査する抽象論によって、「カビ増殖の暇を与えぬ程に」不足している、具体的な条件の付いた内地米を「安全」という観念から実体化し、そうして「輸入米」を不変的な「危険」へと帰属させるのである。結局、誤った前提から積み上げられた「問題」は、知的往來を省略した虚構を担ぎ出すことよつて収拾される他ないようである。「消費者の不安」は、まるで菌が「輸入／国産」を識別する能力をもつかのような擬人化によつて処理されてゆくのである⁹³⁾。しかし、だからと言つて当時の食糧庁は「輸入米の全量廃棄」という選択はしていない。例えば、細菌培養試験の結果による混入率「1%」以上の滞貨(約114、000tの75・5%)を「再生」するために、さらなる搗精を提案していた⁹⁴⁾。認識すべきことは、この「搗き減らし」に対する科学的所見ではない。資源を利用・再生するために「未知」に向き合い可能性を模索する科

学的態度である。ただ、その翌年になって「変色していない輸入チトリアム黄変米（タイ国黄変米）を主食として配給する場合は、10%以上 McCabe とれるようつき直すこと」という『厚生省報告』が出されたことについて、角田氏は「私も公務員の一人で国の重要な資源だからなんとか利用したいという建前で研究を進めたが、『厚生省報告』では私たちの研究は全くかえりみられていない」という不満をぶちまけている⁸⁶。もうお分かりであろう、日本の社会に連綿と継承されている病理とは、隙があればフェアな論争を省略し、「因習」だけでなく「常識」まで無視する態度であったことを⁸⁷。

米の流通経路が複雑であることは一般に知られる通りであるが、理由はどうあれ私には古来からそこで生じている「等級鉢状差」が、一つの事柄を担保する「因習」だったと思えてならない。その事柄とは、衛生学上でいう「安全」という観念である。例えば流通管理において、生産者の報告する使用農薬と残留農薬試験結果とを半信半疑で付き合わせた経験のある人ならば「実感」がある

だろうが、複数の生産者間で混合された検体からは、残留する薬物の偏向性は単一の場合に比して確認されない。「安全」という観念はある一つの基準から選別された「モノ」を指すというよりも、寧ろ選別されゆくものを再び混合してゆく一連の「動作」を指すのである。だから「疑わしきは有害である」というセオリーは、実体化された「モノ」への偏

向的嗜好を危惧して発せられた。即ち池田良雄氏は黄変米が「事件化」している最中に、敢えて「主婦連合会を通じて「食べるなら内地米をパイ混ぜろ」とくどいほど呼びかけ」ていたとされる⁸⁸。ここには不快を呼び起こす「モノ」を目の前から無くせば直ちに安楽する「市民」の代弁者とは異なる態度がある。但し、ここにも「モノ」に縛られた表現のあることを見逃してはならない。「動作」を尊重する態度から言えば、「食べるなら「等級鉢状差米」を一パイ混ぜろ」が妥当となるからである。潜在する「危険」に対処するには、私たちは分離と混合の相克過程を受け入れざるを得ないことを、復興期としての戦後は示唆して

いるのである。

(次号へ続く)

参考文献

- (1) 下桐実雅子『アフラトキシン 基準値を設定へ』、『毎日新聞』(2008年9月12日)
- (2) 例えば、新潟県の島田化学に売却され食用澱粉になったとされる米は、「農薬やカビ毒で汚染されておらず、カビや汚れで食用に適さなくなった事故米」であると報じられている。『カビ米追跡を断念』、『朝日新聞』(2008年9月27日)
- (3) 行友弥『汚れた米』を参照、『毎日新聞』(2008年9月15日)
- (4) 浦口健二『黄変米』、『朝日新聞』(1954年7月18日)
- (5) 辰野高司氏は、当時の様子を振り返り「台湾から食糧研究所に送られた黄色く変色した米の問題を受け、「日本の各地の米を改めて調べてみると日本の米産地の方々の米からもこの菌が発見され、ことに日本海側の地方で生産される米に多く見つけられた」と述べている。辰野高司『カビがつくる毒…』
- (6) 当時、問題化された黄変米は有毒黄変米、イスタンジア黄変米とタイ国黄変米に大別されて報じられているが、報道では米の変質過程や健康への影響から白色黄変米、病変米や肝硬変米などとも呼ばれている。本稿は事件「報道」の掌握が所期目的である為、単に「黄変米」と記すことにする。
- (7) ちなみに当時の判断は、「アメリカで麦角の含有許可限度を0.2%、ソ連で0.15%にしている」ことを根拠としていた。『国内麦と混ぜ製粉』参照、『朝日新聞』(1952年2月3日)
- (8) 1953年10月、政府は食品需給事情の問題に対処するため、『食糧対策要綱』と『人造米生産育成要綱』を閣議決定している。前者の主旨は加工原料用米の制限や配給量等の調整にあり、後者はその具体策として提出されている。『人造米生産を推進』参照、『朝日新聞』(1953年10月27日)
- (9) 『本社座談会「黄変米配給」を

めぐって、『朝日新聞』（1954年7月29日）

(10) 座談会では、例えば黄変していないと看做される米60tに対し、7%混入と看做される黄変米10tをブレンドすることで、混入率1%の主食米を70t作る配給操作上の基準が、方法的両義性をもって問題化されている。ちなみに「0・3%」とは、厚生・農林省が決めた「許容範囲」であり、京大で行った二例の人体実験データを基に、混入率3%で35日目に体に異変が生じたことから、十倍の安全

率をみて算出されたとされる。

『危険限界から算出』参照、『朝日新聞』（1954年8月4日）

(11) 『危険あれば再検討』、『朝日新聞』（1954年7月30日）

(12) 『黄変米は扱わない』、『毎日新聞』（1954年8月6日）

(13) 天野慶之『おそるべき食物』（筑摩書房、1961年）所収。

(14) 角田宏氏は当時の『新聞』に「米の水分が15・5%ぐらいだと

タイ国黄変米やイスラントピア黄変米菌が寄生します。今の輸入外米は水分が13-14ぐらいで国内の貯蔵がよいので菌は繁殖しません。配給内地米のうち軟質米（東北、北海道産米）は14・5-15、硬質米（太平洋岸産米）は14-14・5ですが、特にこれから乾燥期に入るので、菌の移る心配はなさそうです。」というコメントを出している。言うまでもなく、問題は「輸入米」ではない。『黄変米のカビ』、『朝日新聞』（1954年8月18日）

(15) 『黄変米の在庫八万トン』、『朝日新聞』（1954年8月11日）

(16) 『厚生省「黄変米報告」で検査の

結果をゆがめる?』、『朝日新聞』（1955年5月29日）

(17) 浦口氏によると、「私たちはこんどの基準の数字がどこから割り出されたのか知りたいと思ひ、説明を求めたが、楠本環境衛生部長は「それは明言したくない。とにかく行政的に決まったことだから批判はやめてほしい」とうっちゃり

をくわせた」とされる。『学問的常識を無視』、『朝日新聞』（1954年8月12日）

(18) 『細心なヒューマニスト』、『毎日新聞』（1954年8月3日）

導入の基本から審査までを分かりやすく解説

ISO 22000

認証取得宣言

—— 小さな会社だからこそ ——

宮澤 公栄

(国際審査員登録機構・ISO 22000 主任審査員)



A5判、130ページ
定価 2,100円(税込)

※食品と科学'05年6月号から'06年7月号まで掲載したシリーズに加筆、構成を変更したものです。便利に使える各種チェックシートを巻末に収録。

食品と科学社

TEL 03 (3291) 2081
FAX 03 (3233) 0478